

ヘルパーステーション クローバー

「指定訪問介護」 重要事項説明書 「札幌市総合事業」

当事業所は介護保険の指定を受けております。

札幌市指定 第 0170209613 号

当事業所はご契約者に対して札幌市総合事業、指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇目 次◇

1、事業者並びに事業所の概要	2
2、事業の目的および運営方針	2
3、職員の体制	2
4、当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5、事故、緊急時の対応について	3
6、個人情報について	4
7、苦情の受付について	4
8、虐待・身体拘束の防止について	4～5
9、サービス提供記録等閲覧について	5
10、衛生管理等について	5
11、業務継続計画の策定等について	5
12、その他	6

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 axicare
所在地	北海道札幌市東区東苗穂7条3丁目11-6
電話番号	011-374-6824
設立年月日	2022年3月31日

2. 事業所概要

事業所名称	ヘルパーステーション クローバー	
指定事業所番号	札幌市指定 事業所番号 第0170209613号	
所在地	北海道札幌市白石区北郷8条4丁目2-25OMレジデンス北郷8条101号室	
電話番号	011-799-4458	
FAX番号	011-799-4459	
事業所 管理者	仙北 開治	
当該事業所の通常の事業実施地域	札幌市	

3. 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある高齢者等に対して、適正な指定訪問介護並びに札幌市総合事業を提供する。
運営の方針	1 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。 2 市町村、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努める。

4. 従業員の職種、職務内容、員数

職 種	職務の内容	人員数
管理者	従業者及び業務の管理を一元的に行う。	1名(兼務可能)
サービス提供責任者	事業所に対する訪問介護等サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。	1名以上 (利用者40名につき1名)
訪問介護員	訪問介護計画に基づき、日常生活に必要な指定訪問介護サービスを提供する。	2.5名以上 (常勤換算)

5. 営業日および営業時間(窓口対応の営業日および営業時間)

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

6. サービス提供日・提供時間および訪問介護員の担当

提供日	365日(12月29日～1月3日を除く)
提供時間	午前7時から午後9時まで
担当	固定性はとっておりません。ヘルパー複数名で担当します

7. 当事業所が提供するサービスの概要および料金

(1) サービスの概要

- ①身体介護 入浴・排泄・食事介助・買い物同行等
- ②生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物代行等

(2) 利用料金 別紙重要事項説明書に定める通りとします。

8. 緊急時における対処方法

(1) 対応方針・・・利用者の主治医への連絡を行い、その指示に従います。また、必要なときには緊急連絡先の方にも連絡します。

(2) 対応可能時間・・・月曜日から金曜日午前7時から午後9時まで

(3) 連絡先・・・重要事項説明書事業所概要欄参照

利用者の主治医	氏名
医療機関の名称	
所在地	
電話番号	
緊急連絡先	氏名 続柄
住所	
電話番号	

9. 事故発生時の対応

- (1) ご利用者様に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者様の家族、居宅支援事業所等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。
- (3) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (4) ご利用者様に対するサービス提供により発生した事故等により利用者様の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

10. 個人情報の利用について

①基本方針

- (1)ご利用者及びご家族の個人情報を、慎重かつ適正に取扱います。
- (2)個人情報は、ご利用者本人・ご家族の支援など介護支援の視点に立って利用します。
- (3)職業人として職務上知り得た秘密は、規程された目的以外には使用せず、退職後も守秘義務を遵守します。

②個人情報の利用目的

個人情報の利用目的は以下の通りとします。

- (1)居宅介護支援業務および居宅介護予防支援業務の遂行
- (2)各サービス担当者および主治医との情報共有
- (3)当事業所内でのカンファレンス・ミーティング
- (4)関連学会、研修会での匿名下での発表
- (5)サービス担当者会議での情報共有
- (6)その他公官庁等の法律法令上の照会

③例外規程

上記各項に関わらず本人の生命、心身に危機が直面している場合はこの限りではありません。

11. 苦情の受付について

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

○利用者相談窓口(担当者)

サービス担当責任者：仙北 開治

電話番号:011-374-6824

○受付時間 毎週月曜日から金曜日 8時30分から17時30分まで

(2)行政機関その他苦情受付機関

札幌市保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁3階 電話 011-211-2547
介護サービス苦情処理委員会 (北海道国民健康保険団体連合会)	札幌市中央区南2条西14丁目 電話 011-231-5161
北海道福祉サービス運営適正化委員会 (北海道社会福祉協議会内)	札幌市中央区北2条西7丁目1番地 電話 011-231-5161

12. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
虐待防止・身体拘束等の適正化(担当者) 仙北 開治
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (5) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

13. サービス提供記録等の閲覧について

サービス提供等の閲覧に関して、ご利用者名およびご利用希望者とそのご家族のうち、これを希望する方には閲覧を許可しています。

ご希望者は、閲覧希望書に必要事項を記入し、職員までお申し付けください。

閲覧希望書は事業所にありますので必要な方は職員までお申し付けください。

14. 衛生管理等について

- (1) 介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計

画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 提供するサービスの第三者評価実施状況について

当事業所は、第三者評価機関による評価は実施しておりません。

17. その他

訪問介護の質の向上	事業所は、訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって訪問介護にあたります。
訪問介護の事前説明	事業所は、利用者の家にお伺いし、訪問介護の提供を始める前にまず利用者に対し、訪問介護の提供方法等についてわかりやすく説明いたします。

年 月 日

訪問介護(札幌市総合事業)サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明及び交付を行いました。

株式会社axicare

ヘルパーステーション クローバー

説明者 氏名 _____ (印)

私は、本書面にに基づき事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護(札幌市総合事業)のサービス提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

代筆者 氏名 _____ (印)

利用者との関係()